

# 公立病院経営強化プランの策定等について (南河内二次医療圏)

## 【病院一覧】

- ・大阪はびきの医療センター

第1 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上

1. 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

センターの役割に応じた安全で質の高い医療の提供と、地域の医療機関との連携、人材養成や臨床研究等を通じ、府域の医療水準の向上を図る。また、地域包括ケアシステムにおいて、急性期患者の受け入れだけでなく、在宅療養後方支援病院として、センターの機能・役割に応じて在宅復帰支援等を行う。

(1) 府の医療施策推進における役割の発揮

① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実

- ・南河内地域の医療ニーズに応える拠点病院としての高度医療（救急医療、がん、心血管疾患、糖尿病等の生活習慣病等に対する専門医療）の提供
  - ・大阪府がん診療拠点病院として、悪性腫瘍患者に対する診断から集学的治療、緩和ケアまでの総合的な医療の提供
  - ・難治性の呼吸器・アレルギー疾患、多剤耐性結核患者等の結核・感染症等に対する専門医療の提供
  - ・南河内地域の医療ニーズに対応した小児・周産期医療の提供 等
- ※数値目標※ 手術件数、救急搬送受入件数他

② 新しい治療法の開発・研究等、③ 治験の推進

④ 災害時における医療協力等

⑤ 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組み

感染症法に基づく医療措置協定への対応や、地域連携の強化、対応にあたる医療従事者の確保・育成、資機材の整備・備蓄等の取組を平時から進める。

◆病床機能別病床数

病床種別 （※一般病床のみ）	令和6年度 （現在）	令和12年度 （予定）
高度急性期	142床	
急性期	218床	調整中
合計	360床	

※ 令和4年8月に大阪府が設定した病床機能報告等における「報告基準」に基づき表示。

(2) 府域の医療水準の向上

① 地域医療への貢献

※数値目標※ 紹介率、逆紹介率

② 府域の医療従事者育成への貢献

③ 府民への保健医療情報の提供・発信

(3) より安心して信頼できる質の高い医療の提供

① 医療安全対策等の徹底

2. 患者・府民の満足度向上

定期的な研修や待ち時間の改善など接遇向上に向けた取組、オンライン診療・Web予約システムなど患者ニーズに応じた対応を推進する。また、第三者評価機関や患者の声を踏まえたサービス向上、院内環境の整備、ボランティアを活用した療養環境の向上を図る。

※数値目標※ 患者満足度（入院・外来）

※中期計画における各数値目標については、現在、検討中

第2 業務運営の改善及び効率化

病院を取り巻く環境の急激な変化に迅速かつ確に対応するための組織体制や組織マネジメントの更なる強化を図るとともに、業務運営の抜本的な改善及び効率化の取組を進め、安定的な病院経営の確立を図る。

※ 経常収支比率、医業収支比率他一部数値目標については調整中。

1. 自立性の高い組織体制の確立

(1) 組織マネジメントの強化

- ① 法人ガバナンスの確立
- ② 職員の確保及び育成、並びに働き方改革
- ③ 人事評価制度・給与制度の適切な運用
- ④ 内部統制の強化

業務執行におけるコンプライアンスの徹底、各種ハラスメントの防止に向けた意識啓発や研修の実施、外部監査等第三者による評価の実施

2. 経営基盤の安定化

(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

- ① 自立的な経営の管理
- ② 医療DX推進

AI等の活用による診療精度の向上や職員の業務負担軽減、ICTの活用による医療情報の連携など、センターの実態に即した医療DXの推進により、診療・運営の両面における質の向上と効率化を図る。

(2) 収入の確保

- ① 新患者の確保及び病床の効率的運用、② 診療単価の向上
- ③ 未収金対策及び資産の活用、④ 医療資源の活用等

(3) 費用の抑制

- ① 給与費の適正化、② 材料費の縮減、③ 経費の節減

第3 予算、収支計画及び資金計画

第4 短期借入金の限度額

第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第7 剰余金の使途

第8 料金に関する事項

第9 その他業務運営に関する重要事項

(1) 患者情報管理の徹底

(2) 情報セキュリティ対策

(3) その他

・府市の独立行政法人の統合検討

・訪日外国人からの医療需要への対応 等

第10 大阪府地方独立行政法人施行細則第6条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

（令和8年度～令和12年度）

2 人事に関する計画

3 中期目標の期間を超える債務負担

4 積立金の使途